

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う特定独立行政法人等を含むものを「全労委」、含まないものを「特定独立行政法人等を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

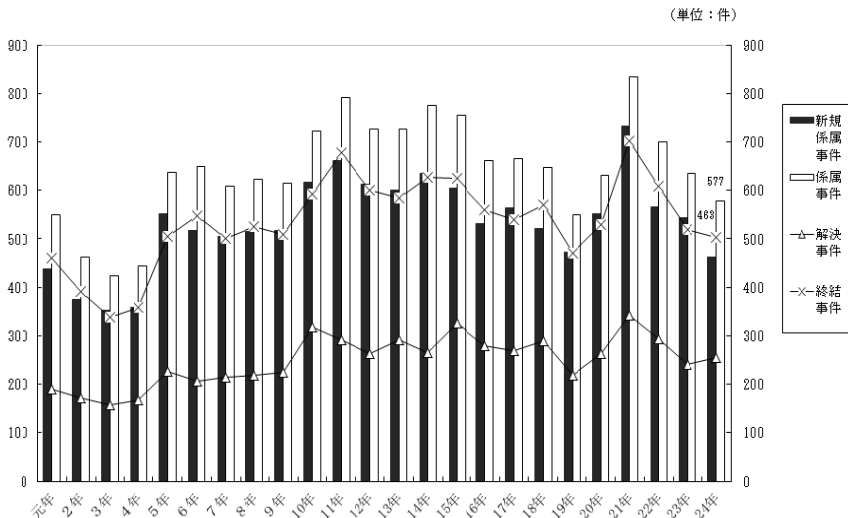
1. 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

24年に係属した労働争議調整事件数（特定独立行政法人等を除く。）は577件で、このうち23年から繰越されたものは114件、新規に係属したものは463件であった（第18表参照）。

また、24年は中労委が取り扱った特定独立行政法人等の紛争はなく、全労委に係属した労働争議調整事件数は577件、新規に係属したものは463件であった（図1、巻末統計表第12表参照）。

図1 調整事件取扱件数の推移（全労委）



第18表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（特定独立行政法人等を除く）

24年（単位：件）

区分 労委	係 属 件 数						終 結 件 数						次年 繰越
	前年 繰越	新 規			計	取下	解決 裁定	不調 打切	移管	計			
		あっせん	調停	仲裁									
北海道	4	25			25	29	2	13	10		25	4	
青森		1			1	1						1	
岩手		2			2	2	1		1		2		
宮城	1	1			1	2	1	1			2		
秋田													
山形		4			4	4		2	2		4		
福島	1	1			1	2	1	1			2		
茨城	4	9			9	13	2	4	6		12	1	
栃木	1	8			8	9	3	3	2		8	1	
群馬		3			3	3			1		1	2	
埼玉	2	15			15	17	2	8	5		15	2	
千葉	1	6			6	7		3	2		5	2	
東京	47	124			124	171	10	81	55		146	25	
神奈川	3	16			16	19		12	7		19		
新潟	1	8	1		9	10	1	3	5		9	1	
山梨		3			3	3		2	1		3		
長野	1	2	1		3	4		3	1		4		
静岡	5	8			8	13	1	8	3		12	1	
富山		2			2	2	1	1			2		
石川		2			2	2	1		1		2		
福井		2			2	2		1	1		2		
岐阜		4			4	4	2	2			4		
愛知	1	14			14	15	2	5	6		13	2	
三重	2	16			16	18	2	8	4		14	4	
滋賀	1	2			2	3			3		3		
京都	3	17			17	20	3	8	8		19	1	
大阪	15	55	1		56	71	22	26	11		59	12	
兵庫	2	21			21	23		9	14		23		
奈良	1	10			10	11	1	4	3		8	3	
和歌山	1	2			2	3	1	1	1		3		
鳥取		2	1		3	3		2			2	1	
島根		1			1	1						1	
岡山	1	4			4	5			4		4	1	
広島	2	6			6	8	1	4	2		7	1	
山口	1	3			3	4	1	2	1		4		
徳島	1	5			5	6	1	4			5	1	
香川		2			2	2		1	1		2		
愛媛	1	4			4	5	1	3	1		5		
高知	1	4			4	5		4			4	1	
福岡	2	22			22	24	5	8	6		19	5	
佐賀	1					1		1			1		
長崎	2	1			1	3		3			3		
熊本		2			2	2		1	1		2		
大分	1	6			6	7	3	3	1		7		
宮崎	1	1			1	2		2			2		
鹿児島	1	3			3	4	1	1	2		4		
沖縄	2	9			9	11	1	5	4		10	1	
都道府県 労委計	114	458	4		462	576	73	253	176		502	74	
中 労 委		1			1	1		1			1		
合 計	114	459 (1)	4		463 (1)	577 (1)	73	254 (1)	176		503 (1)	74	
前 年 同 期	91	535 (2)	8 (5)		543 (7)	634 (7)	80 (1)	240 (6)	200		520 (7)	114	
前 年 同 期 比	23	-76 (-1)	-4 (-5)		-80 (-6)	-57 (-6)	-7 (-1)	14 (-5)	-24		-17 (-6)	-40	

（注）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は 463 件で、23 年に比べ 80 件の減少となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では 1 件で 6 件の減少、都道府県労委では 462 件で 74 件の減少であった（第 18、19 表参照）。

他方、新規係属事件の対象となった労働者数は 33 万 7 千人で、23 年より 3 万 9 千人減少した（第 19 表参照）。

第19表 新規係属事件数及び対象労働者数（特定独立行政法人等を除く）
（単位：件、千人）

年	中労委＋都道府県労委		中 労 委		都 道 府 県 労 委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
20	546	312	7	19	539	293
21	730	468	5	9	725	460
22	563	496	6	6	557	490
23	543	376	7	11	536	365
24	463	337	1	0	462	337

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん 459 件・99.1%（23 年 535 件・98.5%）、調停 4 件・0.9%（同 8 件・1.5%）、仲裁 0 件・0.0%（同 0 件・0.0%）となっている（第 18 表参照）。

(4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、労働関係調整法（労調法）に基づくものが 462 件、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）に基づくものが 1 件、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（特労法）に基づくものは 0 件であった（第 20 表参照）。

第20表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）
（単位：件）

区 分	計	新 規 係 属 事 件		
		労調法	地公労法	特労法
合 計	463(1)	462(1)	1	0
あっせん	459(1)	459(1)	0	0
調 停	4	3	1	0
仲 裁	0	0	0	0

（注）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

(5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が 427 件・92.2%（23 年 513 件・94.5%）、使用者からの申請が 35 件・4.8%（同 26 件・4.8%）、労使双方からの申請が 1 件・0.2%（同 4 件・0.7%）であった（第 21 表参照）。

第21表 開始事由別新規係属事件数の推移（特定独立行政法人等を除く）
（単位：件）

開始事由 年	労 側 申 請		使 側 申 請		双 方 申 請		職 権		計	
20年	502	91.9%	44	8.1%	0	0.0%	0	0.0%	546	100.0%
21年	667	91.4%	61	8.3%	2	0.3%	0	0.0%	730	100.0%
22年	514	91.3%	45	8.0%	4	0.7%	0	0.0%	563	100.0%
23年	513	94.5%	26	4.8%	4	0.7%	0	0.0%	543	100.0%
24年	427	92.2%	35	4.8%	1	0.2%	0	0.0%	463	100.0%

（注）労側申請：労働組合からの申請
使側申請：使用者からの申請

(6) 都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が 124 件・26.8%（23 年 147 件・27.1%）で最も多く、以下、大阪 56 件・12.1%（同 43 件・7.9%）、北海道 25 件・5.4%（同 33 件・6.1%）、福岡 22 件・4.8%（同 16 件・12.9%）、兵庫 21 件・4.5%（同 33 件・同 6.1%）と続いている（第 18 表参照）。

(7) 集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況をみると、集団事件（手続上各企業ごとに 1 件と数えられるが、実質的には 1 件としてみる事ができるもの）は 0 件（23 年 0 件）、統一事件（2 企業以上にわたる争議ではあるが、手続上 1 件として数えるもの）は 3 件 7 社（同 3 件 11 社）であった（第 22 表参照）。

第22表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況
(特定独立行政法人等を除く)

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件	なし			0
		小	計	0
統一事件	神奈川県	運輸に付帯するサービス業	労働時間、休日・休暇、組合承認・組合活動、 その他（団交ルール確立）	(3)
	京都府	生産用機械器具製造業	解雇、退職金、その他賃金	(2)
	奈良県	道路貨物運送業	団交促進	(2)
		小	計	(7)
		合	計	7

(注1) 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみるができるもの。

(注2) 統一事件とは、2企業以上にわたる争議であるが、手続上1件として数えるもの。

(注3) 統一事件の件数欄には企業数を（ ）で示した。

2. 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が78件・16.8%（23年94件・17.3%）で最も多く、以下、製造業が71件・15.3%（同69件・12.7%）、教育、学習支援業（自動車教習所を含む）が60件・13.0%（同58件・10.7%）、サービス業が46件・9.9%（同59件・10.9%）、卸売業、小売業が46件・9.9%（同49件・9.0%）、医療、福祉が45件・9.7%（同74件・13.6%）と続いている（第23-1表参照）。

なお、24年は特定独立行政法人等の紛争がなかったため、全労委の新規係属事件を産業大分類別にみても、運輸業、郵便業が78件・16.8%、製造業が71件・15.3%、教育、学習支援業（自動車教習所を含む）が60件・13.0%、サービス業が46件・9.9%、卸売業、小売業46件・9.9%、医療、福祉が45件・9.7%、となっている（第23-2表参照）。また、これを産業中分類別にみると、運輸業、郵便業の中では道路貨物運送業が41件・8.9%、製造業の中では化学工業が10件・2.2%、サービス業の中では職業紹介・労働者派遣業が18件・3.9%、医療、福祉の中では医療業が26件・5.6%と最も多い（巻末統計表第15表参照）。

第23-1表 産業別新規係属件数及び構成比の推移（特定独立行政法人等を除く）

		(単位：件)									
		20年		21年		22年		23年		24年	
全	産 業	546	100.0%	730	100.0%	563	100.0%	543	100.0%	463	100.0%
農 林 漁 業 ,	飲 業	1	0.2%	1	0.1%	3	0.5%	7	1.3%	4	0.9%
建 設 業		9	1.6%	27	3.7%	19	3.4%	10	1.8%	16	3.5%
製 造 業		79	14.5%	106	14.5%	72	12.8%	69	12.7%	71	15.3%
電 気 ・ ガ ス	電 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	0.0%	4	0.5%	2	0.4%	2	0.4%	1	0.2%
情 報 通 信 業		26	4.8%	46	6.3%	28	5.0%	32	5.9%	24	5.2%
運 輸 業		81	14.8%	144	19.7%	85	15.1%	94	17.3%	78	16.8%
卸 売 ・ 小 売 業		43	7.9%	64	8.8%	42	7.5%	49	9.0%	46	9.9%
金 融 ・ 保 険 業		8	1.5%	7	1.0%	1	0.2%	5	0.9%	4	0.9%
不 動 産 業		7	1.3%	13	1.8%	14	2.5%	6	1.1%	7	1.5%
飲 食 店 ,	宿 泊 業	18	3.3%	19	2.6%	12	2.1%	15	2.8%	11	2.4%
医 療 ,	福 祉	65	11.9%	31	4.2%	40	7.1%	21	3.9%	19	4.1%
教 育 ,	学 習 支 援 業	65	11.9%	10	1.4%	14	2.5%	20	3.7%	11	2.4%
複 合 サ ー ビ ス 事 業		24	4.4%	86	11.8%	66	11.7%	58	10.7%	60	13.0%
サ ー ビ ス 業		104	19.0%	58	7.9%	75	13.3%	74	13.6%	45	9.7%
公 務		13	2.4%	6	0.8%	9	1.6%	9	1.7%	5	1.1%
分 類 不 能		3	0.5%	93	12.7%	62	11.0%	59	10.9%	46	9.9%
公 務				13	1.8%	18	3.2%	13	2.4%	14	3.0%
分 類 不 能				2	0.3%	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%

(注) 21年1月より業種分類が変更された。

第23-2表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

		(単位：件)									
		20年		21年		22年		23年		24年	
全	産 業	552	100.0%	733	100.0%	566	100.0%	543	100.0%	463	100.0%
製 造 業		81	14.7%	106	14.5%	74	13.1%	69	12.7%	71	15.3%
運 輸 業		81	14.7%	144	19.6%	85	15.0%	94	17.3%	78	16.8%
卸 売 ・ 小 売 業		43	7.8%	64	8.7%	42	7.4%	49	9.0%	46	9.9%
医 療 ,	福 祉	69	12.5%	58	7.9%	76	13.4%	74	13.6%	45	9.7%
教 育 ,	学 習 支 援 業	65	11.8%	86	11.7%	66	11.7%	58	10.7%	60	13.0%
サ ー ビ ス 業	(自動車教習所を含む)	104	18.8%	93	12.7%	62	11.0%	59	10.9%	46	9.9%
そ の 他 の 産 業		109	19.7%	182	24.8%	161	28.4%	140	25.8%	117	25.3%

(注) 21年1月より業種分類が変更された。

(2) 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が174件・37.6%（23年226件・41.6%）、100人以上499人以下が165件・35.6%（同183件・33.7%）、500人以上4,999人以下が118件・25.5%（同127件・23.4%）、5,000人以上が6件・1.3%（同6件・1.1%）、不明0件・0.0%（同1件・0.2%）であった（第24-1表参照）。従業員数規模別にみると、99人以下が232件・50.1%（23年257件・47.3%）、100人以上499人以下が119件・25.7%（同154件・28.4%）、500人以上4,999人以

下が 78 件・16.8%（同 84 件・15.5%）、5,000 人以上が 19 件・4.1%（同 26 件・4.8%）、不明 15 件・3.2%（同 22 件・4.1%）であった（第 24-1 表参照）。

なお、24 年は特定独立行政法人等の紛争がなかったため、全労委の新規係属事件を組合員数規模別にみても、99 人以下が 174 件・37.6%、100 人以上 499 人以下が 165 件・35.6%、500 人以上 4,999 人以下が 118 件・25.5%、5,000 人以上が 6 件・1.3%、不明 0 件・0.0%であった（第 24-2 表参照）。全労委の新規係属事件を従業員数規模別にみても、99 人以下が 232 件・50.1%、100 人以上 499 人以下が 119 件・25.7%、500 人以上 4,999 人以下が 78 件・16.8%、5,000 人以上が 19 件・4.1%、不明 15 件・3.2%であった（第 24-2 表参照）。

第24-1表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	規模	30 人未満		30 ～ 99 人		100 ～ 299 人		300 ～ 499 人		500 ～ 999 人		1,000 ～ 4,999 人		5,000 人以上		不明		合 計	
		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数	
20年	組合員数	102	18.7%	120	22.0%	129	23.6%	46	8.4%	81	14.8%	56	10.3%	8	1.5%	4	0.7%	546	100.0%
	従業員数	140	25.6%	127	23.3%	106	19.4%	41	7.5%	55	10.1%	43	7.9%	29	5.3%	5	0.9%		
21年	組合員数	169	33.2%	150	20.5%	171	23.4%	50	6.8%	92	12.6%	89	12.2%	7	1.0%	2	0.3%	730	100.0%
	従業員数	193	26.4%	181	24.8%	147	20.1%	56	7.7%	50	6.8%	62	8.5%	35	4.8%	6	0.8%		
22年	組合員数	97	17.2%	108	19.2%	149	26.5%	46	8.2%	79	14.0%	75	13.3%	5	0.9%	4	0.7%	563	100.0%
	従業員数	176	31.3%	145	25.8%	81	14.4%	38	6.7%	37	6.6%	40	7.1%	21	3.7%	25	4.4%		
23年	組合員数	109	20.1%	117	21.5%	147	27.1%	36	6.6%	50	9.2%	77	14.2%	6	1.1%	1	0.2%	543	100.0%
	従業員数	137	25.2%	120	22.1%	106	19.5%	48	8.8%	40	7.4%	44	8.1%	26	4.8%	22	4.1%		
24年	組合員数	86	18.6%	88	19.0%	125	27.0%	40	8.6%	49	10.6%	69	14.9%	6	1.3%	0	0.0%	463	100.0%
	従業員数	129	27.9%	103	22.2%	91	19.7%	28	6.0%	30	6.5%	48	10.4%	19	4.1%	15	3.2%		

第24-2表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数（全労委）

（単位：件）

年	規模	30 人未満		30 ～ 99 人		100 ～ 299 人		300 ～ 499 人		500 ～ 999 人		1,000 ～ 4,999 人		5,000 人以上		不明		合 計	
		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数		組合員数	
20年	組合員数	102	18.5%	122	22.1%	130	23.6%	46	8.3%	82	14.9%	57	10.3%	9	1.6%	4	0.7%	552	100.0%
	従業員数	140	25.4%	127	23.0%	107	19.4%	43	7.8%	55	10.0%	45	8.2%	30	5.4%	5	0.9%		
21年	組合員数	169	23.2%	150	20.5%	172	23.4%	50	6.8%	93	12.6%	90	12.2%	7	1.0%	2	0.3%	733	100.0%
	従業員数	193	26.4%	181	24.8%	147	20.1%	56	7.7%	51	6.8%	64	8.5%	35	4.8%	6	0.8%		
22年	組合員数	97	17.1%	108	19.1%	149	26.3%	46	8.1%	80	14.1%	75	13.3%	6	1.1%	5	0.9%	566	100.0%
	従業員数	176	31.1%	145	25.6%	80	14.1%	37	6.5%	38	6.7%	41	7.2%	22	3.9%	27	4.8%		
23年	組合員数	109	20.1%	117	21.5%	147	27.1%	36	6.6%	50	9.2%	77	14.2%	6	1.1%	1	0.2%	543	100.0%
	従業員数	137	25.2%	120	22.1%	106	19.5%	48	8.8%	40	7.4%	44	8.1%	26	4.8%	22	4.1%		
24年	組合員数	86	18.6%	88	19.0%	125	27.0%	40	8.6%	49	10.6%	69	14.9%	6	1.3%	0	0.0%	463	100.0%
	従業員数	129	27.9%	103	22.2%	91	19.7%	28	6.0%	30	6.5%	48	10.4%	19	4.1%	15	3.2%		

（3）組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が 133 件・28.7%（23 年 145 件・26.7%）、全労連系が 162 件・34.9%（同 212 件・39.0%）、その他の上部団体が 82 件・17.7%

（同 85 件・15.7％）となっている（第 25-1 表参照）。

第25-1表 組合系統別新規係属事件数の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

系統別 年		連 合		全 労 連		その他の上部団体				上部団体なし		計	
						うち全労協							
20年		159	29.1%	193	35.3%	71	13.0%	22	4.0%	123	22.5%	546	100.0%
21年		198	27.1%	265	36.3%	94	12.9%	39	5.3%	173	23.7%	730	100.0%
22年		172	30.6%	188	33.4%	81	14.4%	40	7.1%	122	21.7%	563	100.0%
23年		145	26.7%	212	39.0%	85	15.7%	39	7.2%	101	18.6%	543	100.0%
24年		133	28.7%	162	34.9%	82	17.7%	37	8.0%	87	18.8%	464	100.0%

（注）24年は、系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

組合系統別の状況を全労委でも、24 年は特定独立行政法人等の紛争がなかったため、連合系が 133 件・28.7％、全労連系が 162 件・34.9％、その他の上部団体が 82 件・17.7％となっている（第 25-2 表参照）。

第25-2表 組合系統別新規係属事件数の推移（全労委）

（単位：件）

系統別 年		連 合		全 労 連		その他の上部団体				上部団体なし		計	
						うち全労協							
20年		161	29.2%	196	35.5%	71	12.9%	22	4.0%	124	22.5%	552	100.0%
21年		200	27.3%	266	36.3%	94	12.8%	39	5.3%	173	23.6%	733	100.0%
22年		174	30.7%	189	33.4%	81	14.3%	40	7.1%	122	21.6%	566	100.0%
23年		145	26.7%	212	39.0%	85	15.7%	39	7.2%	101	18.6%	543	100.0%
24年		133	28.7%	162	34.9%	82	17.7%	37	8.0%	87	18.8%	464	100.0%

（注）24年は、系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

（4）合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は 335 件・72.4％（23 年 380 件・70.0％）、このうち駆け込み訴え事件は 173 件・37.4％（同 184 件・33.9％）であった。なお、合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は 51.6％（23 年 48.4％）と、23 年に比べ合同労組の事件の割合は増加し、駆け込み訴え事件の割合も増加した（第 26 表参照）。

第26表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況

(単位：件)

年	事件	全 事 件	合 同 労 組 事 件	駆け込み訴え事件	
20年		546	375 (68.7%)	181 (33.2%)	<48.3%>
21年		730	487 (66.7%)	269 (36.8%)	<55.2%>
22年		563	393 (69.8%)	207 (36.8%)	<52.7%>
23年		543	380 (70.0%)	184 (33.9%)	<48.4%>
24年		463	335 (72.4%)	173 (37.4%)	<51.6%>

(注1) ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

(注2) 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。

(注3 () 内は新規係属事件に対する割合
< > 内は合同労組事件に対する割合

(5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無（同一の両当事者における過去の調整事件の有無）別にみると、調整の前例があったものは72件・15.6%（23年68件・12.5%）であり、23年と比べると件数、割合とも増加した（第27-1表参照）。

これを調整事項の関連でみると、前例ありの場合120項目（23年107項目）は団交促進43項目（同39項目）、経営又は人事20項目（同9項目）など、非経済的事項79項目（同68項目）にかかる項目が65.8%を占めている。前例なしの場合676項目（同866項目）も、団交促進199項目（同251項目）、経営又は人事170項目（同180項目）、組合承認・組合活動15項目（同27項目）など、非経済的事項452項目（同542項目）にかかる項目が66.9%を占めている（第27-2表参照）。

第27-1表 新規係属事件における調整前例の有無別係属状況
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件)

年	事件	全 事 件	調整前例のある事件	
20年		546	92 (16.8%)	
21年		730	105 (14.4%)	
22年		563	73 (13.0%)	
23年		543	68 (12.5%)	
24年		463	72 (15.6%)	

(注) () 内は新規係属事件に対する割合

第27-2表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項構成
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：項目)

調整事項		区分		全数		前例あり		前例なし	
合 計				796	100.0%	120	100.0%	676	100.0%
経 済 的 事 項				253	31.8%	39	32.5%	214	31.7%
内 訳	賃 金 増 額			19	2.4%	5	4.2%	14	2.1%
	一 時 金			33	4.1%	9	7.5%	24	3.6%
	労 働 時 間 ・ 休 日 休 暇			14	1.8%	1	0.8%	13	1.9%
	そ の 他			187	23.5%	24	20.0%	163	24.1%
非 経 済 的 事 項				531	66.7%	79	65.8%	452	66.9%
内 訳	経 営 又 は 人 事			190	23.9%	20	16.7%	170	25.1%
	団 交 促 進			242	30.4%	43	35.8%	199	29.4%
	組 合 承 認 ・ 組 合 活 動			17	2.1%	2	1.7%	15	2.2%
	そ の 他			82	10.3%	14	11.7%	68	10.1%
協 約 締 結 ・ 全 面 改 定				12	1.5%	2	1.7%	10	1.5%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は 42 件・9.1% (23 年 73 件・13.4%) となり、23 年に比べると件数及び割合は減少した (第 28 表参照)。

第28表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件)

年	全 事 件	併存組合のある事件
20年	546	85 (15.6%)
21年	730	88 (12.1%)
22年	563	58 (10.3%)
23年	543	73 (13.4%)
24年	463	42 (9.1%)

(注1) () 内は新規係属事件に対する割合

(注2) 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件を言う。

3. 調整内容の特徴

(1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件 463 件 (特定独立行政法人等を除く) に係る調整事項数 796 項目 (23 年 973 項目) のうち、経済的事項が 253 項目・31.8% (同 347 項目・35.7%)、非経済的事項が 531 項目・66.7% (同 610 項目・62.7%)、協約締結・全面改定が 12 項目・

1.5%（同 16 項目・1.6%）となっている。23 年と比べると、経済的事項は 94 項目減少し、非経済的事項も 79 項目減少した。経済的事項のうち、賃金増額は 19 項目・2.4%（同 20 項目・2.1%）、一時金は 33 項目・4.1%（同 47 項目・4.8%）、労働時間・休日休暇は 14 項目・1.8%（同 31 項目・3.2%）であった。また、賃金増額を調整事項に含む新規係属事件は 19 件で、23 年より 1 件減少、一時金を調整事項に含む新規係属事件は 33 件で、23 年より 14 件減少した。非経済的事項のうち、経営又は人事は 190 項目・23.9%（同 189 項目・19.4%）、団交促進は 242 項目・30.4%（同 290 項目・29.8%）、組合承認・組合活動は 17 項目・2.1%（同 31 項目・3.2%）であった（第 29-1 表参照）。経営又は人事の細分類である解雇または人員整理を調整事項として含む新規係属事件（以下、「解雇・人員整理」という）は 115 件で、23 年より 7 件減少した（第 30-1 表参照）。

なお、23 年、24 年とも特定独立行政法人等の紛争がなかったため、調整事項別新規係属状況を全労委でみても、新規係属事件 463 件（全労委）に係る調整事項数 796 項目（23 年 973 項目）のうち、経済的事項が 253 項目・31.8%（同 347 項目・35.7%）、非経済的事項が 531 項目・66.7%（同 610 項目・62.7%）、協約締結・全面改定が 12 項目・1.5%（同 16 項目・1.6%）となっている。23 年と比べると、経済的事項は 94 項目減少し、非経済的事項も 79 項目減少した。経済的事項のうち、賃金増額は 19 項目・2.4%（同 20 項目・2.1%）、一時金は 33 項目・4.1%（同 47 項目・4.8%）、労働時間・休日休暇は 14 項目・1.8%（同 31 項目・3.2%）であった。また、賃金増額を調整事項に含む新規係属事件は 19 件で、23 年より 1 件減少、一時金を調整事項に含む新規係属事件は 33 件で、23 年より 14 件減少した。非経済的事項のうち、経営又は人事は 190 項目・23.9%（同 189 項目・19.4%）、団交促進は 242 項目・30.4%（同 290 項目・29.8%）、組合承認・組合活動は 17 項目・2.1%（同 31 項目・3.2%）であった（第 29-2 表参照）。解雇・人員整理は 115 件で、23 年より 7 件減少した（第 30-2 表参照）。

（2）新規係属事件 1 件当たりの平均調整事項数

新規係属事件 1 事件当たり（24 年は特定独立行政法人等の紛争はなかった）の平均調整事項数は 1.72 項目（23 年 1.79 項目）であった（第 29-1 表及び 2 表参照）。

第29-1表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：項目）

年		20年		21年		22年		23年		24年	
調整事項	計	1,008	100.0%	1,321	100.0%	1,004	100.0%	973	100.0%	796	100.0%
	経済的事項	329	32.6%	449	34.0%	387	38.5%	347	35.7%	253	31.8%
内訳	賃金増額	32	3.2%	39	3.0%	19	1.9%	20	2.1%	19	2.4%
	一時金	49	4.9%	76	5.8%	56	5.6%	47	4.8%	33	4.1%
	労働時間・休日休暇	31	3.1%	44	3.3%	36	3.6%	31	3.2%	14	1.8%
	その他	217	21.5%	290	22.0%	276	27.5%	249	25.6%	187	23.5%
非経済的事項		664	65.9%	854	64.6%	607	60.5%	610	62.7%	531	66.7%
内訳	経営又は人事	222	22.0%	313	23.7%	225	22.4%	189	19.4%	190	23.9%
	団交促進	291	28.9%	379	28.7%	276	27.5%	290	29.8%	242	30.4%
	組合承認・組合活動	42	4.2%	68	5.1%	33	3.3%	31	3.2%	17	2.1%
	その他	109	10.8%	94	7.1%	73	7.3%	100	10.3%	82	10.3%
協約締結・全面改定		15	1.5%	18	1.4%	10	1.0%	16	1.6%	12	1.5%
総事件数		546		730		563		543		463	
平均調整事項数 （一事件あたり）		1.85		1.81		1.78		1.79		1.72	

（注）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第29-2表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（全労委）

（単位：項目）

年		20年		21年		22年		23年		24年	
調整事項	計	1014(13)	100.0%	1324(8)	100.0%	1007(13)	100.0%	973(9)	100.0%	796(2)	100.0%
	経済的事項	332(4)	32.7%	451(7)	34.3%	390(1)	38.7%	347(5)	35.7%	253	31.8%
内訳	賃金増額	34(2)	3.4%	41(7)	3.4%	21(2)	2.1%	20	2.1%	19	2.4%
	一時金	49	4.8%	76	5.7%	56(4)	5.6%	47(5)	4.8%	33	4.1%
	労働時間・休日休暇	31	3.1%	44	3.3%	36	3.6%	31	3.2%	14	1.8%
	その他	218(2)	21.5%	290	21.9%	277(5)	27.5%	249	25.6%	187	23.5%
非経済的事項		667(9)	65.8%	855	64.3%	607(2)	60.3%	610(4)	62.7%	531(2)	66.7%
内訳	経営又は人事	222(1)	21.9%	313	23.5%	225	22.3%	189(2)	19.4%	190	23.9%
	団交促進	294(3)	29.0%	380(1)	28.6%	276(2)	27.4%	290(2)	29.8%	242(1)	30.4%
	組合承認・組合活動	42(5)	4.1%	68	5.1%	33	3.3%	31	3.2%	17(1)	2.1%
	その他	109	10.7%	94	7.1%	73	7.2%	100	10.3%	82	10.3%
協約締結・全面改定		15	1.5%	18	1.4%	10	1.0%	16	1.6%	12	1.5%
総事件数		552		733		566		543		463	
平均調整事項数 （一事件あたり）		1.84		1.81		1.78		1.79		1.72	

（注1）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

（注2）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

第30-1表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の年間推移
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃 金 増 額	20年	32	0	2	0	2	4	4	6	2	2	3	2	5
	21年	39	3	0	6	9	2	4	4	4	1	1	4	1
	22年	19	3	2	1	0	0	3	3	0	1	2	1	3
	23年	20	0	0	2	2	1	1	3	1	3	3	2	2
	24年	19	2	0	2	1	2	1	4	0	3	4	0	0
一 時 金	20年	49	9	1	1	1	1	13	4	3	3	1	0	12
	21年	76	6	2	7	6	1	6	5	14	9	3	8	9
	22年	56	8	5	4	2	1	5	7	5	6	0	5	8
	23年	47	5	4	5	0	6	5	0	5	5	3	5	4
	24年	33	1	3	2	3	1	3	7	2	1	2	3	5
解 雇 ・ 人 員 整 理	20年	141	9	10	11	12	8	5	8	13	14	18	12	21
	21年	212	12	17	22	24	14	23	24	9	18	18	14	17
	22年	149	10	9	21	27	11	11	13	10	13	9	9	6
	23年	122	6	12	8	13	12	10	13	5	12	14	9	8
	24年	115	7	18	11	12	13	9	8	12	2	6	6	11

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの
(調整事項の詳細については巻末統計表第16、17表参照)。

第30-2表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の年間推移 (全労委)

(単位：件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃 金 増 額	20年	34	0	2	0	4	4	4	6	2	2	3	2	5
	21年	41	3	0	6	9	4	4	4	4	1	1	4	1
	22年	21	3	2	1	0	2	3	3	0	1	2	1	3
	23年	20	0	0	2	2	1	1	3	1	3	3	2	2
	24年	19	2	0	2	1	2	1	4	0	3	4	0	0
一 時 金	20年	49	9	1	1	1	1	13	4	3	3	1	0	12
	21年	76	6	2	7	6	1	6	5	14	9	3	8	9
	22年	60	8	5	4	2	1	6	7	5	6	0	8	8
	23年	47	5	4	5	0	6	5	0	5	5	3	5	4
	24年	33	1	3	2	3	1	3	7	2	1	2	3	5
解 雇 ・ 人 員 整 理	20年	141	9	10	11	12	8	5	8	13	14	18	12	21
	21年	212	12	17	22	24	14	23	24	9	18	18	14	17
	22年	149	10	9	21	27	11	11	13	10	13	9	9	6
	23年	122	6	12	8	13	12	10	13	5	12	14	9	8
	24年	115	7	18	11	12	13	9	8	12	2	6	6	11

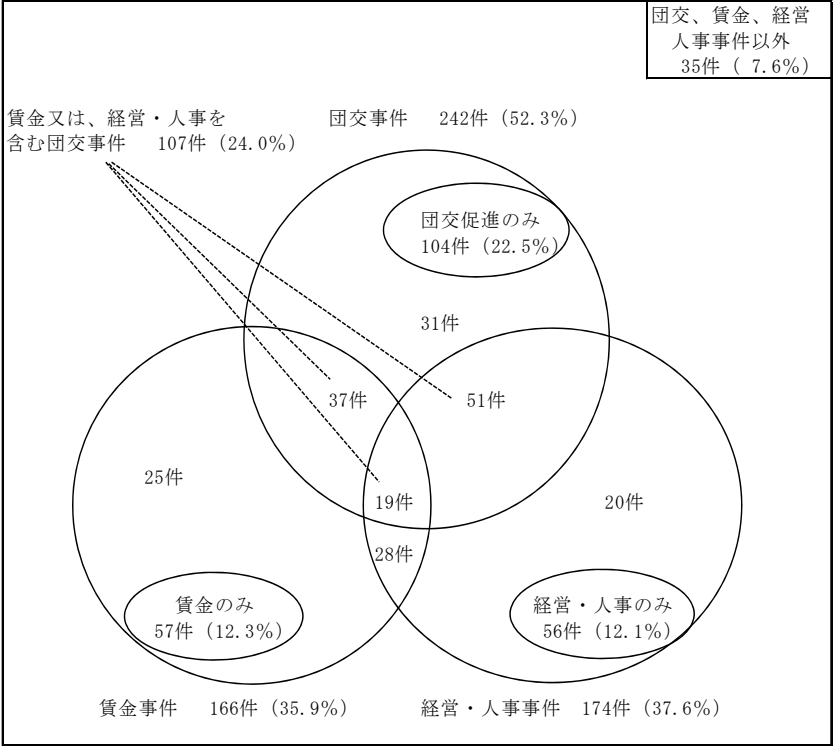
(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの
(調整事項の詳細については巻末統計表第16、17表参照)。

(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件(以

下では「団交事件」という。)は242件・52.3%(23年290件・53.4%)であり、23年と比べ件数、割合ともに減少した。賃金等に関するものを調整事項に含む事件(以下では「賃金事件」という。)は166件・35.9%(23年200件・36.8%)であり、23年と比べ件数、割合ともに減少した。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件(以下では「経営・人事事件」という。)は174件・37.6%(23年174件・32.0%)であり、23年と比べ件数は同じであったが、割合は増加した(図2参照)。

図2 新規係属事件調整事項別事件構成(特定独立行政法人等を除く) 24年



全事件(特定独立行政法人等を除く)は463件

団交事件・・・調整事項に団交促進(v)を含む事件
賃金事件・・・調整事項に賃金等に関するもの(d,e,f,g,h,i)を含む事件
経営・人事事件・・・調整事項に経営又は人事に関するもの(o,p,q,r,s,t)を含む事件

これらの事件の調整事項の重なりをみると、賃金事件かつ経営・人事事件は47件・

10.2% (23 年 51 件・9.4%)、賃金事件かつ団交事件は 56 件・12.1% (同 84 件・15.5%)、経営・人事事件かつ団交事件は 70 件・15.1% (同 71 件・13.1%) となっている。なお、調整事項に賃金又は経営・人事を含む団交事件は 107 件 (23 年 132 件) であり、団交事件の 44.2% (同 45.5%) が賃金事件か経営・人事事件に関係している (図 2 参照)。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件 (特定独立行政法人等を除く) の調整事項についてみると、製造業が 123 項目 (23 年 126 項目)、運輸業、郵便業が 119 項目 (同 161 項目)、医療、福祉が 88 項目 (同 121 項目)、サービス業が 67 項目 (同 112 項目)、教育、学習支援業 (自動車教習所を含む) が 106 項目 (同 99 項目) となっている (第 31 表参照)。

全調整事項に占める経済的事項の割合は、製造業で 32.5%、運輸業、郵便業で 30.3%、医療、福祉で 29.5%、サービス業で 26.9%、教育、学習支援業 (自動車教習所を含む) で 23.6% となっている (第 31 表参照)。非経済的事項の割合は、製造業で 66.7%、運輸業、郵便業で 68.1%、医療、福祉で 70.5%、サービス業で 73.1%、教育、学習支援業 (自動車教習所を含む) で 72.6% となっている (第 31 表参照)。

第31表 新規係属事件における産業別調整事項 (特定独立行政法人等を除く)

(単位: 項目)

産業分類		全産業		製造業		運輸業、郵便業		医療、福祉		サービス業		教育、学習支援業 (自動車教習所を含む)		その他の産業	
調整事項	計	796	100.0%	123	100.0%	119	100.0%	88	100.0%	67	100.0%	106	100.0%	293	100.0%
経済的事項		253	31.8%	40	32.5%	36	30.3%	26	29.5%	18	26.9%	25	23.6%	108	36.9%
内 訳	賃金増額	19	2.4%	2	1.6%	3	2.5%	2	2.3%	0	0.0%	1	0.9%	11	3.8%
	一時金	33	4.1%	4	3.3%	4	3.4%	4	4.5%	2	3.0%	6	5.7%	13	4.4%
	労働時間・休日休暇	14	1.8%	0	0.0%	5	4.2%	2	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	7	2.4%
	その他	187	23.5%	34	27.6%	24	20.2%	18	20.5%	16	23.9%	18	17.0%	77	26.3%
非経済的事項		531	66.7%	82	66.7%	81	68.1%	62	70.5%	49	73.1%	77	72.6%	180	61.4%
内 訳	経営又は人事	190	23.9%	27	22.0%	21	17.6%	22	25.0%	21	31.3%	26	24.5%	73	24.9%
	団交促進	242	30.4%	38	30.9%	41	34.5%	25	28.4%	20	29.9%	38	35.8%	80	27.3%
	組合承認・組合活動	17	2.1%	1	0.8%	7	5.9%	2	2.3%	1	1.5%	3	2.8%	3	1.0%
	その他	82	10.3%	16	13.0%	12	10.1%	13	14.8%	7	10.4%	10	9.4%	24	8.2%
協約締結・全面改定		12	1.5%	1	0.8%	2	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	4	3.8%	5	1.7%

(注) 調整事項の多い上位 5 つの産業とその他の産業 (上位 5 つ以外のすべての産業) 別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数 99 人以下では経済的事項 80 項目・28.2% (23 年 135 項目・34.5%)、非経済的事項 203 項目・71.5% (同 249 項目・63.7%)、100 人以上 499 人以下では経済的事項 102 項目・34.6% (同 120 項目・36.8%)、非経済的事項 190 項目・64.4% (同 203 項目・62.3%)、500 人以

上 4,999 人以下では経済的事項 68 項目・32.5%（同 86 項目・35.5%）、非経済的事項 134 項目・64.1%（同 151 項目・62.4%）、5,000 人以上では経済的事項 3 項目・37.5%（同 6 項目・46.2%）、非経済的事項 4 項目・50.0%（同 6 項目・46.2%）となっている（第 32 表、巻末統計表第 17 表参照）。

第32表 新規係属事件における組合員数規模別調整事項（特定独立行政法人等を除く）

（単位：項目）

組合員数		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人以上		不明		合 計	
調整事項													
合 計		284	100.0%	295	100.0%	209	100.0%	8	100.0%	0	0.0%	796	100.0%
経 済 的 事 項		80	28.2%	102	34.6%	68	32.5%	3	37.5%	0	0.0%	253	31.8%
内 訳	賃 金 増 額	7	2.5%	5	1.7%	6	2.9%	1	12.5%	0	0.0%	19	2.4%
	一 時 金	11	3.9%	9	3.1%	12	5.7%	1	12.5%	0	0.0%	33	4.1%
	労働時間・休日休暇	6	2.1%	6	2.0%	2	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	14	1.8%
	そ の 他	56	19.7%	82	27.8%	48	23.0%	1	12.5%	0	0.0%	187	23.5%
	非 経 済 的 事 項	203	71.5%	190	64.4%	134	64.1%	4	50.0%	0	0.0%	531	66.7%
内 訳	経 営 又 は 人 事	78	27.5%	67	22.7%	43	20.6%	2	25.0%	0	0.0%	190	23.9%
	団 交 促 進	91	32.0%	83	28.1%	68	32.5%	0	0.0%	0	0.0%	242	30.4%
	組合承認・組合活動	7	2.5%	6	2.0%	4	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	17	2.1%
	そ の 他	27	9.5%	34	11.5%	19	9.1%	2	25.0%	0	0.0%	82	10.3%
	協約締結・全面改定	1	0.4%	3	1.0%	7	3.3%	1	12.5%	0	0.0%	12	1.5%

4. あっせん員の構成

新規係属あっせん事件 459 件（23 年 535 件）のうち、あっせん員の指名がされた 410 件（同 491 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が 270 件・65.9%（同 342 件・69.7%）で最も多く、以下、事務局職員のみが 116 件・28.3%（同 126 件・25.7%）、委員及び事務局職員が 19 件・4.6%（同 19 件・3.9%）となっている（第 33 表参照）。

第33表 労働争議新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	合 計	委 員					委 員 + 非 委 員					非 委 員				
		三 者 構 成	公 益 委 員	の 他	そ の 他	小 計	委 員 + 事 務 局 職 員	事 務 局 職 員 + 事 務 局 外 の 職 員	そ の 他	小 計	事 務 局 職 員	労 政 職 員	そ の 他	小 計		
20	484	284	12	1	297	34	6	-	40	147	-	-	147			
21	658	403	12	-	415	35	13	-	48	195	-	-	195			
22	501	329	1	1	331	23	-	6	29	141	-	-	141			
23	491	342	1	1	344	19	-	2	21	126	-	-	126			
24	410	270	1	2	273	19	-	2	21	116	-	-	116			

（注）集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、平成24年中にあっせん員指名のあったもの。

5. 労働争議調整事件の終結

(1) 処理状況

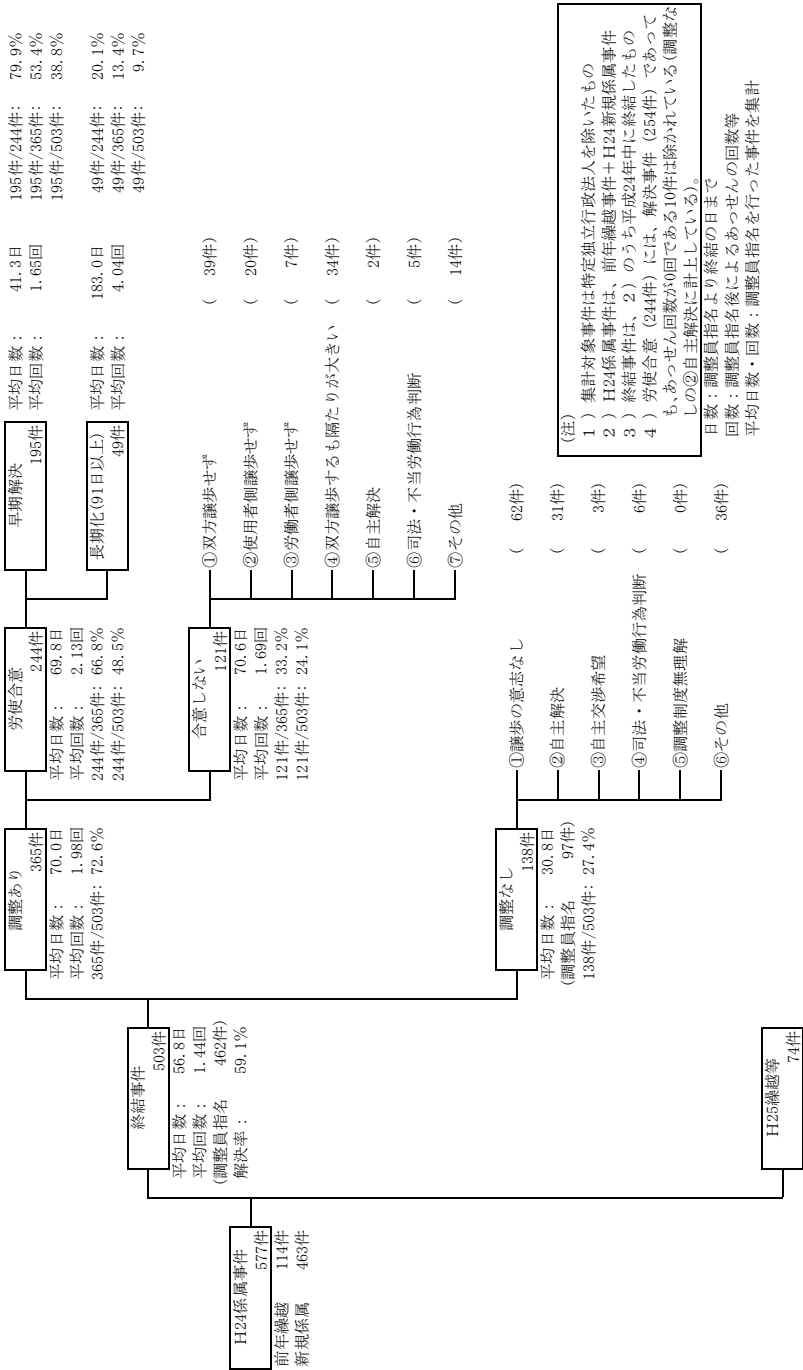
24 年は 23 年からの繰越 114 件を含む 577 件（23 年 634 件）の係属事件のうち、503 件（同 520 件）が終結し、74 件（同 114 件）が 25 年に繰り越された。終結した 503 件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの（「調整あり」）は 365 件（23 年 354 件）、同意しなかったもの（「調整なし」）は 138 件（同 166 件）であった（チャート α 参照）。

(2) 調整を行うことに同意した事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは 244 件（23 年 231 件）、合意に至らなかったものは 121 件（同 123 件）であった。労使の合意を得られた 244 件について調整日数（あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数）をみると、79.9%にあたる 195 件（23 年 200 件）は開始後 90 日以内に終結し、20.1%にあたる 49 件（同 31 件）は開始から終結まで 91 日以上かかった。平均調整回数をみると、前者では 1.65 回（23 年 1.58 回）であったのに対し、後者では 4.04 回（同 3.74 回）であった。また、合意に至らなかった 121 件の内訳をみると、労使双方譲歩しなかったものが 39 件（同 25 件）と最も多く、以下、双方譲歩するも隔たりが大きいものが 34 件（23 年 50 件）、使用者側が譲歩しなかったものが 20 件（同 23 件）、労働者側が譲歩しなかったものが 7 件（同 3 件）となっている（チャート α 参照）。

チャートα

24年係属事件フローチャート (特定独立行政法人等を除く)



(3) 調整を行うことに同意しなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件 138 件（23 年 166 件）の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの 62 件（同 87 件）、自主解決したもの 31 件（同 27 件）、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの 6 件（同 9 件）、自主交渉を続けたいとするもの 3 件（同 26 件）などとなっている（チャート α 参照）。

(4) 労使の合意

調整を行った結果、労使の合意が得られた 244 件（23 年 231 件）以外に、労使間で自主解決したものが 33 件（同 28 件）（「合意しない」の⑤の 2 件＋「調整なし」の②の 31 件。チャート α 参照）あり、これを加えると終結事件の 55.1%にあたる 277 件（同 259 件・49.8%）で労使合意に至っている。

(5) 解決状況

24 年に終結した調整事件 503 件（23 年 520 件）のうち、取下げ・移管を除く 430 件（同 440 件）の解決状況は、解決 254 件（同 240 件）、不調・打切り 176 件（同 200 件）で、その解決率は 59.1%（同 54.5%）であった（第 34-1 表参照）。

これらを中労委・都道府県労委別にみると、都道府県労委は終結した 502 件（23 年 513 件）のうち、取下げ・移管を除く 429 件（同 434 件）中 253 件（同 234 件）が解決し、解決率は 59.0%（同 53.9%）、中労委における終結した 1 件（同 7 件）は解決しており、解決率は 100.0%（同 100.0%）であった（第 34-1 表参照）。

また、調整方法別の解決状況をみると、あっせんは、取下げ・移管 73 件（23 年 80 件）を除く 499 件（同 511 件）中 250 件（同 237 件）が解決し、解決率は 50.1%（同 46.4%）、調停は取下げ 0 件（同 0 件）で、4 件全て（同 9 件中 3 件）が解決し、解決率は 100.0%（同 33.3%）であった。なお、仲裁は 0 件（23 年 0 件）であった（第 35 表参照）。

第34-1表 労働争議調整事件解決率の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件、％）

労委別	事項	年				
		20	21	22	23	24
東京都 労道 委府	終 結 件 数	518	692	599	513	502
	取下・移管除く終結件数	433	571	489	434	429
	解 決 件 数	254	335	286	234	253
	解 決 率	58.7	58.7	58.5	53.9	59.0
中 労 委	終 結 件 数	6	6	6	7	1
	取下除く終結件数	6	6	6	6	1
	解 決 件 数	6	5	5	6	1
	解 決 率	100.0	83.3	83.3	100.0	100.0
都 中 道 労 府 委 県 及 労 び 委	終 結 件 数	524	698	605	520	503
	取下・移管除く終結件数	439	577	495	440	430
	解 決 件 数	260	340	291	240	254
	解 決 率	59.2	58.9	58.8	54.5	59.1

（注1）終結件数、解決件数は、終結年で集計。

（注2）解決率＝解決件数÷取下・移管を除く終結件数

第34-2表 労働争議調整事件解決率の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件、％）

労委別	事項	年				
		20	21	22	23	24
東京都 労道 委府	取下・移管除く終結件数	377	571	388	363	332
	解 決 件 数	222	335	212	191	183
	解 決 率	58.9	58.7	54.6	52.6	55.1
中 労 委	取下除く終結件数	6	6	6	6	1
	解 決 件 数	6	5	5	6	1
	解 決 率	100.0	83.3	83.3	100.0	100.0
都 中 道 労 府 委 県 及 労 び 委	取下・移管除く終結件数	383	577	394	369	333
	解 決 件 数	228	341	217	197	184
	解 決 率	59.5	59.1	55.1	53.4	55.3

（注1）解決件数は、開始年で集計。

（注2）解決率＝解決件数÷取下・移管を除く終結件数

第35表 労働争議調整事件の終結状況（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

労 委	年	あ　　つ　　せ　　ん							調　　停			仲　　裁			合　　計			
		取下 移管	あつせん案 提　　示		あつせん案 不　　示		小　　計		取下	件数	調停案 提　　示	解決	取下	件数	裁定	取下 移管	件数 A + C + E + H	(内) 解決 B + D + G + I
			件数 A	(内) 解決 B	件数 C	(内) 解決 D	件数 A + C	(内) 解決 B + D										
都道府県 労働委員 会及び 労働委員 会	20	82	126	119	312	141	438	260	3	1	1				85	439	260	
	21	120	151	147	430	180	581	327	1	23	22	16			121	604	343	
	22	110	115	112	482	178	597	290		8	1	1			110	605	291	
	23	80	117	114	394	123	511	237		9	3	3			80	520	240	
	24	73	131	123	368	127	499	250		4	4	4			73	503	254	
中 労働委員 会	20				6	6	6	6							0	6	6	
	21				1		1			5	5	5			0	6	5	
	22		5	5	1		6	5							0	6	5	
	23	1	1	1			1	1		5	5	5			1	6	6	
	24		1	1			1	1							0	1		

(6) 平均調整日数

取下げ・移管を除く終結事件は426件（あっせん422件、調停4件）で、平均調整日数は54.2日（あっせん54.5日、調停20.5日）であった（第36-1表参照）。

なお、平成24年は特定独立行政法人の紛争がなかったため、全労委でみても、取下げ・移管を除く終結事件は426件（あっせん422件、調停4件）で、平均調整日数は54.2日（あっせん54.5日、調停20.5日）であった（第36-2表参照）。

第36-1表 労働争議調整事件の平均調整期間（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件、日）

区分 年	あ っ せ ん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委	
	取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下移 管を除 く終結 件数	
20	438	43.7 (33.6)	6	11.5 (11.5)	1	39.0 (39.0)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	439	43.7 (33.6)	6	11.5 (11.5)
21	51.4 559	(36.5)	1	159.0 (61.0)	22	12.7 (12.7)	5	44.0 (44.0)	-	(-)	-	(-)	580	50.8 (35.4)	6	54.3 (38.0)
22	487	55.4 (37.5)	6	12.8 (12.8)	8	41.4 (41.4)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	495	55.2 (37.6)	6	12.8 (12.8)
23	431	50.7 (35.1)	1	19.0 (19.0)	9	46.0 (39.1)	5	28.0 (28.0)	-	(-)	-	(-)	440	50.6 (35.2)	6	26.5 (26.5)
24	422	54.5 (38.9)	1	23.0 (23.0)	4	20.5 (20.5)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	426	54.2 (38.7)	1	23.0 (23.0)

（注1） 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

（注2） （ ）内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

第36-2表 労働争議調整事件の平均調整期間（全労委）

（単位：件、日）

区分 年	あ っ せ ん				調 停				仲 裁				合 計			
	全労委		中労委		全労委		中労委		全労委		中労委		全労委		中労委	
	取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下移 管を除 く終結 件数	
20	442	43.7 (33.6)	10	28.1 (20.1)	3	19.3 (19.3)	2	9.5 (9.5)	-	(-)	-	(-)	445	43.6 (33.5)	12	25.0 (18.3)
21	560	51.5 (36.8)	2	117.5 (61.0)	24	12.2 (12.2)	7	33.4 (33.4)	-	(-)	-	(-)	584	49.9 (40.2)	9	52.4 (39.6)
22	488	55.3 (37.5)	7	13.1 (13.1)	10	34.7 (34.7)	2	8.0 (8.0)	-	(-)	-	(-)	498	54.9 (37.4)	9	12.0 (12.0)
23	431	50.7 (35.1)	1	19.0 (19.0)	9	46.0 (39.1)	5	28.0 (28.0)	-	(-)	-	(-)	440	50.6 (35.2)	6	26.5 (26.5)
24	422	54.5 (38.9)	1	23.0 (23.0)	4	20.5 (20.5)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	426	54.2 (38.7)	1	23.0 (23.0)

（注1） 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

（注2） （ ）内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

6. その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第 37 条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が 2 以上の都道府県にわたるものである、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは 95 件（23 年 100 件）で、23 年より 5 件減少した。産業別では、医療業からの争議行為予告が最も多く 28 件・29.5%（同 27 件・27.0%）、以下、航空関係の 19 件・20.0%（23 年 21 件・21.0%）、陸上旅客運送業 17 件・17.9%（同 17 件・17.0%）などとなっている（第 37 表参照）。

第37表 争議行為予告通知の事業別件数（中労委）

（単位：件）

事業 年	計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
20	161(24)	12(0)	82(21)	11(0)	6(0)	1(0)	0(0)	32(0)	17(3)
21	147(16)	20(0)	59(13)	12(0)	6(0)	1(0)	0(0)	32(0)	17(3)
22	112(8)	12(0)	38(6)	11(0)	7(0)	1(0)	0(0)	29(0)	14(2)
23	100(4)	17(0)	21(2)	12(0)	7(0)	1(0)	0(0)	27(0)	15(2)
24	95(7)	17(0)	19(4)	10(0)	7(0)	0(0)	0(0)	28(0)	14(3)

（注 1）（ ）内は使用者からの通知件数で内数。

（注 2） 陸上旅客運送は、鉄道事業及びバス事業。

（2）労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき 24 年に新規に開始した労働争議実情調査件数（全労委）は 1,018 件（23 年 1,083 件）で、23 年に比べ 65 件減少した。23 年からの繰越 128 件を含む係属 1,150 件（同 1,214 件）の終結状況は、労働争議解決 859 件・74.7%（同 909 件・83.9%）、調査打ち切り 152 件・13.2%（同 164 件・%）、調整事件又は不当労働行為事件に移行したものが 7 件・0.6%（同 10 件・0.8%）などとなっている（第 38 表、巻末統計表第 20 表参照）。

第38表 労働争議実情調査の終結状況（全労委）

（単位：件）

年	終結状況					
	計	あっせん移行	調停移行	争議解決	調査打ち切り	その他
20	1,330	9	0	1,119	200	2
21	1,267	10	2	1,034	220	1
22	1,178	2	1	998	176	1
23	1,083	9	0	909	164	1
24	1,018	6	0	859	152	1